

日野市国民保護計画の概要

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

- 「国民保護法」「国民の保護に関する基本指針」「東京都国民保護計画」を踏まえ、「日野市国民保護計画」に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- 国の国民保護措置に係る研究成果や都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

- 憲法の保障する基本的人権を尊重する。
- 国民保護措置実施に伴う損失補償その他の国民の権利利益の迅速な救済に努める。
- 国民に対して正確な情報を適時・適切な方法で提供する。
- 平素から国・都・近隣区市町村・公共機関等との連携体制の整備に努める。
- 国民に対し必要な援助について協力を要請する。消防団・自主防災組織等の充実に努める。
- 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施を確保する。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重する。
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。
- 日本に居住・滞在する外国人についても国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

- 国民保護に関する業務の全体像を示すとともに、市と関係機関の事務又は業務大綱を定める。

第4章 市の地理的、社会的特徴

- 国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき地形、人口分布、道路・鉄道の位置等、市の地理的・社会的特徴について定める。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

- 都国民保護計画で想定されている下記の事態を対象とする。各類型においてNBC攻撃(※)が行われる可能性があることも考慮する。

事 態	事 態 類 型
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
緊急処理事態 (大規模テロ等)	①危険物質を有する施設等への攻撃(可燃性ガス貯蔵施設の爆破等) ②大規模集客施設等への攻撃(ターミナル駅・列車の爆破等) ③大量殺傷物質による攻撃(炭素菌等生物剤・サリン等化学剤の大量散布等) ④交通機関を破壊手段とした攻撃(航空機による自爆テロ等)

(※) N:核(物質) Nuclear B:生物剤 Biological C:化学剤 Chemical

第 2 編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

- 市の各部課等は、国民保護措置を的確・迅速に行うため、平素からその準備に係る業務を行う。
- 事態の状況に応じた初動体制や、職員参集基準等を定める。
- 国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、総合的な窓口を開設する。
- 国・都・他の区市町村・指定公共機関・医療機関・事業所・自主防災組織等との連携体制を整備する。
- 武力攻撃災害発生時でも情報収集・提供を確実にを行うため、非常通信体制の整備に努める。
- 関係団体との協力関係の構築や防災行政無線の整備等、警報の内容の伝達体制を整備する。
- 被災情報や安否情報を円滑に収集・整理し、報告・提供できるよう必要な体制の整備を図る。
- 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制を整備する。
- 研修を通じて市職員の国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努め、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- 迅速に避難住民の誘導が行えるよう避難施設のリスト等の基礎的資料を準備し、隣接区市町村や民間事業者等との連携・協力体制を確保する。
- 季節の別や避難行動要支援者等に配慮し、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。
- 救援については、基礎的資料を準備するとともに、関係機関との連携体制を確保する。
- 運送事業者の輸送力に関する情報の把握等を行い、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。
- 市内の生活関連等施設を把握し、都との連絡体制を整備する。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

- 国民保護措置に必要な物資・資材は、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねる。特に必要となるものについては、都等の整備状況も踏まえ、あらたに備蓄・調達に努める。
- 市が管理する施設・設備は国民保護措置の実施も念頭におきながら整備・点検する。

第4章 国民保護に関する啓発

- 国民保護に関する正しい知識や武力攻撃事態等における適切な行動について、広報紙やインターネット等様々な媒体を活用して啓発を行う。

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- 被害が発生した当初は、その原因が明らかでない場合も多く、政府による市対策本部の設置指定前においては、緊急事態連絡室を設置し、情報収集や関係機関との連絡等の初動措置を行う。

第2章 市対策本部の設置等

- 市対策本部の設置指定があった場合、迅速に市対策本部を設置し、関係機関と連携協力して、市域における国民保護措置を総合的に推進する。

第3章 関係機関相互の連携

- 国・都対策本部と連携し、必要に応じて国・都・指定公共機関等への国民保護措置要請、他の区市町村・都への応援の要求、国民保護措置を行う自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等を行う。
- 自主防災組織等による避難住民の誘導等の協力やボランティア活動については、安全を十分に確保し、必要な支援を行なう。
- 避難住民の誘導や救援等の措置を行うため必要がある場合は、住民に対し必要な援助について協力を要請する。この場合、安全の確保に十分に配慮する。

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

- 国民保護措置の実施に伴う損失補償等の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、総合的な窓口を開設する。

第5章 警報及び避難の指示等

- 都から警報の内容の通知を受けた場合は、警察・消防と協力し、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民や関係団体に伝達する。
- 都による避難の指示が行われた場合は、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民等に伝達する。
- 避難住民の誘導は、都の避難の指示に基づき、関係機関の意見を聴いた上で、避難の手段や経路・市職員の配置等を避難実施要領に定めて行う。
- 避難準備のための時間的余裕や武力攻撃等による影響範囲により、想定される避難の形態が異なることから、それらに応じた適切な誘導を行う。

第6章 救援

- 都や関係機関と連携を図りながら、「救援の程度及び方法の基準」・「都国民保護計画」に基づき、避難所の開設・運営、食品・飲料水・生活必需品の給与、医療の提供、学用品の給与等の救援を行う。

第7章 安否情報の収集・提供

- 避難施設等から避難住民の安否情報を収集・整理し、都に報告する。また、安否情報の照会窓口を設置し、個人情報の保護に配慮した上で、住民等からの照会に回答する。

第8章 武力攻撃災害への対処

- 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じて屋内・屋外への避難の指示や警戒区域の設定を行う。また、関係機関と協力して生活関連等施設の安全確保やNBC攻撃による災害への対処等を行う。

第9章 被災情報の収集及び報告

- 武力攻撃災害が発生した日時・場所・被害の状況等の被災情報を収集し、都に報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

- 避難住民の状況等を把握し、保健衛生対策、防疫対策、食品・飲料水衛生確保対策、栄養指導対策等の措置を実施する。
- 廃棄物については、環境大臣が定める特例基準に基づき適切に処理する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

- 生活関連物資等の価格安定について、関係機関が実施する措置に協力する。
- 被災児童生徒に対する教育に支障が生じないよう、避難先での学習機会の確保等適切な措置を講じ、市税の徴収猶予や減免、市道の適切な管理等により生活の安定、生活基盤の確保を図る。

第 4 編 復旧等

第1章 応急の復旧

- 市が管理する施設・設備、通信機器等に被害が発生した場合は、一時的な修繕や補修等の応急の復旧を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

- 武力攻撃災害の本格的な復旧については、国において所要の法整備や復旧方針が検討された後に、都と連携して実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 国民保護措置に要した費用で市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。
- 国民保護措置の実施に際して損失や損害が生じた場合は、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

第 5 編 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処

- 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処は、国民保護対策本部の設置や国民保護措置(住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等)などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。
- 突発的にテロ等が発生した場合、政府による市対策本部の設置指定が行われるまでは、市災害対策本部を設置し、災害対策のしくみを活用して対処する。

第1章 初動対応力の強化

- 危機管理体制の強化、対処マニュアルの整備、発生現場における連携協力のための体制づくり、不特定多数の人々への情報伝達手段の確保、訓練等の実施等により初動対応力の強化を図る。

第2章 平時における警戒

- テロ等の兆候や危機情報の把握に努め、全庁的に危機情報等を共有し、必要に応じて警戒対応を強化する。

第3章 発生時の対処

- 政府による市対策本部の設置指定が行われる場合は市緊急対処事態対策本部、指定が行われていない場合は市災害対策本部等を設置し、関係機関と連携協力し初動対処に取り組む。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

- 大規模テロ等の類型に応じ、攻撃による影響、平素の備え、対処上の留意事項を定め、対処する。